

化学物質管理者選任時講習における免除資格について

【免除における該当資格】

免除番号	免除を受けることができる者(免除資格)	免除科目
[1]	・有機溶剤作業主任者 ・鉛作業主任者 ・特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者 上記における技能講習を 全て 修了した者	・化学物質の危険性及び有害性並びに表示等
[2]	第一種衛生管理者の免許を有する者	・化学物質の危険性又は有害性等の調査
[3]	衛生工学衛生管理者の免許を有する者	・化学物質の危険性又は有害性等の調査 ・化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等

【免除資格の確認と証明書類の提出】

- [1]～[3]に該当する方は、免除資格にあたる修了証または免許証をお手元にご準備ください。
上記のコピーまたは写真をアップロードください。
- お申し込みの際は、**7日以内**に仮予約受付メールに添付の URL より**アップロード**してください。
※7日以内に、該当資格のアップロード・ご入金を全て確認できない場合は
自動キャンセルとなりますのでご注意ください。
- アップロードが完了するまでは「仮予約」です。
提出書類に不備等がなければ「ステータス確定」のメールを送付いたします。
講習の詳細情報やお振込み口座につきましては、ステータス確定のメールに記載しております。
※アップロードが完了しない場合はお振込み口座の確認ができませんのでご注意ください。

(免除者における申込の流れ)

登録(ステータス：仮予約) ⇒ 必要書類をアップロード(ステータス：確定) ⇒ ご入金 ⇒ 申込確定

【免除者の退室可能時間・注意事項】

上記免除資格に該当する方は、**カリキュラム記載の該当科目が免除となり、該当する時間帯のみ退室が可能**となります。(※入退室は、休憩時間にてお願いいたします。)

※朝の受付、関係法令(9:10~10:10)、災害発生時の対応(10:10~10:40)のご受講は必須となります。

その後、免除者として該当するお時間のみ退室が可能です。

※免除にてお申込された際、退室せずに全てご受講いただいても問題ございません。

※退室されてから再度入室される際は、弊社立会者がおりますので、必ず再受付を行って下さい。

※一度退室した際は、次の休憩時間になるまで入室はできません。

免除該当時間につきましては、カリキュラムをご参照ください。

※カリキュラムは変更となる可能性もございますので、各講習ごとのカリキュラムをご確認ください。